

高知県地域観光振興交付金審査要領

(目的)

第1条 この要領は、高知県地域観光振興交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条第1項及び第21条の規定に基づき、高知県地域観光振興交付金の交付に係る審査（以下「審査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査の手順)

第2条 審査は、交付要綱別記第1号様式及び添付された参考資料に基づき行うものとする。

2 交付要綱第8条第1項の知事が別に定める審査会は、原則として、交付要綱別表第1の交付金算定対象経費が、1億円を超える場合は高知県地域観光振興交付金外部審査会（以下「外部審査会」という。）とし、2,000万円以上1億円以下の場合は高知県地域観光振興交付金内部審査会（以下「内部審査会」という。）とする。ただし、県又は産業振興計画で定める広域ブロック以上の地域が主体となって開催する観光博覧会に向けて、早急な整備が必要と知事が認める場合は、審査会による審査を省略できるものとする。

3 事業の評価に当たっては、記載内容の確認等のため、あらかじめ、審査会の審査員に対し、事業説明及び質疑応答を行うものとする。

4 事業の評価は、評価項目ごとに、1点から4点までの4段階評価によるものとする。

(審査員)

第3条 審査会の審査員は、高知県地域観光振興交付金審査会設置要領で定める。

(審査員の評価)

第4条 審査の採択基準及び判断基準は、別表第1によるものとし、審査員は、別表第2又は別表第3の評価表により、採択申請のあった事業ごとに評価を行うものとする。

2 審査員は、1点と評価した項目にあつては、原則として、理由欄に意見を付するものとする。

3 欠席する審査員は、あらかじめ評価表を事務局に提出するものとし、当該評価表は、総合評価の際の参考資料とする。

(審査会の総合評価)

第5条 総合評価は、別表第4又は別表第5の評価集計表を基に、審査員の合議により行う。

(外部審査員による審査結果の通知)

第6条 外部審査会の委員長は、審査会終了後速やかに、審査の結果を別紙様式により知事に提出するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、委員長が審査会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

審査の採択基準及び判断基準

1 外部審査会

採 択 基 準	判 断 基 準
事業計画が適切なものであること	全ての評価項目において、合議による評価点数が2点以上であること
事業実施体制が整っていること	
事業のサポート体制が整っていること	
適切な事業計画となっていること	
交付金の目的達成のための要件を満たしていること	
交付金算定事業としての内容が適切なものであること	
交付金算定限度額のかさ上げの要件を満たしていること	

2 内部審査会

採 択 基 準	判 断 基 準
事業計画が適切なものであること	全ての評価項目において、合議による評価点数が2点以上であること
事業実施体制が整っていること	
事業のサポート体制が整っていること	
適切な事業計画となっていること	
交付金の目的達成のための要件を満たしていること	
交付金算定事業としての内容が適切なものであること	

別紙様式

令和 年 月 日

高知県知事 様

高知県地域観光振興交付金
外部審査会委員長

高知県地域観光振興交付金審査会の審査結果について

令和 年 月 日に審査を行いました 件の事業について、別紙のとおり審査結果をとりまとめましたので、高知県地域観光振興交付金審査要領第6条の規定に基づき提出します。